



環境アセスメントに係るお知らせ

KAWASAKI CITY

平成27年6月15日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条に基づき橋処理センター整備事業に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 福田 紀彦
	指定開発行為の名称	橋処理センター整備事業
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 廃棄物処理施設の新設（一般廃棄物処理施設の新設）（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市高津区新作1丁目1787番3ほか
	指定開発行為の目的	廃棄物処理施設の新設
	指定開発行為の内容	区域面積：約24,500㎡（準工業地域、準住居地域） 建築面積：約12,700㎡ 処理能力 ごみ焼却処理施設（600t／24時間） ミックスペーパー資源化処理施設（45t／5時間）
	指定開発行為の施行期間	着工予定：平成28年10月 完了予定：平成34年9月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成27年6月15日（月）平成27年7月29日（水） 時間：午前8時30分から午後5時まで 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。 ただし、高津区役所及び宮前区役所では、第2、4土曜日の午前中の 閲覧が出来ます 上記期間中、本市ホームページにて当該準備書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0.html
	縦覧場所	中原区役所、高津区役所、高津区役所橋出張所、宮前区役所及び 本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	・縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成27年7月29日（月） （郵送の場合は、平成27年7月29日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156